

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 くらし安心部 市民自治推進課 番号 5

許認可等の内容		公益を増進するために活動するコミュニティの認定
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条
審 査 基 準	関係条項	茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項
	基準 (未設定の場合は その理由)	別紙「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例及び同 条例施行規則の運用について」のとおり (p. 8～p. 17まで)
	参考事項	
	設定等年月日	平成28年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	未設定 (理由) 認定の申請に対する処分をしようとする場合、茅ヶ崎市地域コ ミュニティ審議会に諮問し、その答申結果を十分考慮し、市長の 決定に至るため標準処理期間は設定しない。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)

(裏)

審 査 基 準	基 準	
------------------	--------	--

